

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月28日

【会社名】 ショーボンドホールディングス株式会社

【英訳名】 SHO-BOND Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 原 一 裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町7番8号

【電話番号】 03(6892)7101(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役広報管理部長 鈴木成章

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町7番8号

【電話番号】 03(6892)7101(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役広報管理部長 鈴木成章

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金53円 総額1,426,492,668円

ロ 効力発生日

平成27年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

公告の周知性および利便性の向上を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定める。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するための所要の変更を行う。

監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に定める取締役の責任免除の規定および会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するための変更を行う。

その他、条文の新設や削除にともない必要となる条数の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、石原一裕、藤井宗司、岸本達也、岳尾弘洋、鈴木成章および東城俊哉を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松島亨、渡邊敏久および亀田浩を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、山崎馨を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額350百万円以内と定める。なお、報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	215,136	10,579	126	(注) 1	可決 95.25
第2号議案	224,818	898	126	(注) 2	可決 99.54
第3号議案				(注) 3	
石原 一裕	223,367	2,349	126		可決 98.90
藤井 宗司	224,363	1,353	126		可決 99.34
岸本 達也	224,912	804	126		可決 99.58
岳尾 弘洋	224,918	798	126		可決 99.59
鈴木 成章	224,918	798	126		可決 99.59
東城 俊哉	224,916	800	126		可決 99.59
第4号議案				(注) 3	
松島 亨	224,223	1,493	126		可決 99.28
渡邊 敏久	224,499	1,217	126		可決 99.40
亀田 浩	186,199	39,517	126		可決 82.44
第5号議案				(注) 3	
山崎 馨	179,443	46,273	126		可決 79.45
第6号議案	225,136	580	126	(注) 1	可決 99.68
第7号議案	225,105	611	126	(注) 1	可決 99.67

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。